

湯の山介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款

（短期入所療養介護サービス）

令和 7 年 4 月 1 日改訂

この約款は、社会医療法人尚徳会が介護保険法の規定に基づき、設置経営する湯の山介護老人保健施設のご利用にあたり、運営規定の概要、職員の人員体制、その他施設が提供できるサービスについてのあらましを記したものです。

当施設のサービスのご利用を希望される方は、以下の項目につきましてご理解いただき、同意書に署名捺印の上、ご契約くださいますようお願いいたします。また、この契約書は介護保険法の規定に基づき、作成した契約書になります。

（約款の目的）

第 1 条 湯の山介護老人保健施設（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第 2 条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、**令和 7 年 4 月 1 日以降**から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第 4 条又は第 5 条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙 1、別紙 2 又は別紙 3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第 3 条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 **300,000 円**の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者

が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。※1
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス計画が作成されている場合にはその計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合 ※1
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

※1 背信行為、反社会的行為について

- ・法律に触れる言動等
- ・暴力行為
- ・セクシャルハラスメント

相手方の望まない性的言動、またはそれに値する行為。私的なことに過度に立ち入ること等。

- ・パワーハラスメント

脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言（精神的な攻撃）等。サービス提供上、明らかに不要なことや、遂行不可能なことの強制（過大な要求等）。

- ・社会通念上の常識に相反する言動等

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。※2
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

※2 閲覧、謄写には所定の手続きが必要となります。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(高齢者虐待防止)

第9条 当施設は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。また虐待防止のための指針を整備するとともに職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施し、虐待防止に努めます。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
 - ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(BCP業務継続計画)

第12条 利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、感染症や非常災害発生時に備えます。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な処置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(口腔衛生管理の強化)

第14条 利用者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に実施します。

(要望又は苦情等の申し出)

第15条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第16条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重 要 事 項 説 明 書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

この「重要事項説明書」は、サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省 40 号 5 条に基づいて、当事業所が説明すべき事項を記載したものとなります。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会医療法人尚徳会 湯の山介護老人保健施設
- ・開設年月日 平成元年 4 月 14 日
- ・所在地 三重郡菰野町千草字東江野 7045 番地 73
- ・電話番号 059-392-2500 F A X 059-392-3003
- ・管理者名 施設長 粥川 篤
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2452280015 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他 必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【当施設の運営方針】

- ① 当施設は在宅復帰型の介護老人保健施設です。在宅復帰の為にふさわしいケア、リハビリの提供を全職員で行います。
- ② 家庭的雰囲気の中で、楽しみや生きがいのある利用者本位の施設運営を行います。
- ③ 利用者が日常生活動作を少しでも向上し、快適な生活を送れるように支援します。
- ④ 利用者と家族の絆を尊重し、地域住民とのふれあいを大切にします。
- ⑤ 利用者に対しては、人生の先輩として「敬いの精神」を基本に質の向上につとめます。
- ⑥ 関係諸機関、関連サービスとの連携のもとに利用者にもふさわしいケアの提供を行います。
- ⑦ 終身利用施設ではないため、ご自宅へ帰られることが困難な方は他施設のお申込みをお願いしております。
- ⑧ ヨナハ丘の上病院、みたき総合病院と連携した手厚い医療ケアと自立支援を目指した日常生活サービスの一体的提供を行います。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1名以上	1名		医師業務
・看護職員	15名以上	3名	2名	看護業務
・薬剤師		1名		薬剤師業務
・介護職員	35名以上	9名	6名	介護業務
・支援相談員	4名	1名		相談支援業務
・理学療法士	9名以上	2名		日常生活動作訓練業務
・作業療法士				日常生活動作訓練業務
・言語聴覚士				高次脳機能訓練業務
・管理栄養士	1名以上			栄養管理
・介護支援専門員	1名以上			ケアマネジメント業務
・事務員	3名以上			事務処理
・その他	1名以上	2名		介護助手・設備・清掃等

(4) 入所定員 定員 150 名 (短期入所含む)
療養室 個室 22 室 2 人部屋 2 室 4 人部屋 31 室

(5) 通所定員 定員 52 名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 8 時 00 分より
昼食 12 時 00 分より
夕食 18 時 00 分より
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行 (要相談)
- ⑫ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください

3. 協力医療機関等

当施設では、下記医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関

- | | | |
|-------|---------------|-----------------|
| ・ 名 称 | ヨナハ丘の上病院 | みたき総合病院 |
| ・ 住 所 | 桑名市さくらの丘 1 番地 | 四日市市生桑町菰池 458-1 |

- ・ 協力歯科医療機関

- | | |
|-------|----------------|
| ・ 名 称 | ハーモニィ歯科 |
| ・ 住 所 | 四日市市高角町 2732-1 |

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「緊急連絡先確認表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

※ 持ち込みを希望の方は必ず施設職員までお申し出ください。許可のない持ち込みをし、自他に危害が及んだ場合、施設側は一切責任を負えません。利用者、身元引受人にてすべての責任を負っていただく場合があります。

- ・面会・・・・・・・・・・・・・・朝 9 時～夜 17 時まで
土曜、日曜、祝祭日は朝 9 時～夕方 17 時まで

*屋内でのペットとの面会をご遠慮ください。

【感染症等の発生及び流行時期は下記に変更となります】

- ・対面、ガラス越しでの面会・・午前 9：30～10：30、午後 14：00～16：00
(対面の場合は条件があります) 平日、土日曜問わず

*面会は事前予約制で、30分間隔で予約枠を設けております。1日5枠のみ。

*週1回、1回15分以内の面会時間をお願いします。

*感染症等の発生及び流行状況等によって面会対応が異なる場合がございます。

- ・外出・外泊・・・・・・・・・・・・ご希望の方は職員までお申し出下さい。(許可制)

※感染症等の発生及び流行状況等によって外出、外泊、面会等をお断わりさせていただきます。

- ・飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・敷地内は、禁煙、禁酒です。
- ・火気の取扱い・・・・・・・・・・・・一切禁止です。
- ・設備・備品の利用・・・・・・・・・・取り扱いとは丁重に使用してください。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・持ち込みは必要以上にしないでください。
- ・金銭・貴重品の管理・・・・・・・・自己管理の範囲でしてください。
- ・外泊時等の施設外での受診・・原則禁止です。
- ・宗教活動・・・・・・・・・・・・ご遠慮願います。
- ・ペットの持ち込み・・・・・・・・・・面会時のペットの持込はご遠慮願います。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。(電話 059-392-2500)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、各階フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、町の介護保険担当窓口でも相談することができます。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ◎菰野町役場 健康福祉課 介護保険係 | 電話 059-391-1125 |
| ◎四日市市役所 介護高齢福祉課 | 電話 059-354-8170 |
| ◎三重県国民健康保険団体連合会 | 電話 059-222-4165 |
| ◎三重県福祉サービス 運営適正化委員会 | 電話 059-224-8111 |

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

湯の山老人保健施設短期入所療養介護について

(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、負担割合によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

※1単位＝10.14円

<基本型>

多床室		個室	
要介護1	830単位	要介護1	753単位
要介護2	880単位	要介護2	801単位
要介護3	944単位	要介護3	864単位
要介護4	997単位	要介護4	918単位
要介護5	1052単位	要介護5	971単位

<在宅強化型>

多床室		個室	
要介護1	902単位	要介護1	819単位
要介護2	979単位	要介護2	893単位
要介護3	1044単位	要介護3	958単位
要介護4	1102単位	要介護4	1017単位
要介護5	1161単位	要介護5	1074単位

*在宅復帰・在宅療養支援等指標により料金の変動がございます。

《基本加算》

送迎加算	184 単位 (片道につき)	居宅と指定短期入所療養介護事業者との間の送迎を行う場合
個別リハビリテーション実施加算	240 単位/回	個別リハビリ計画書に基づき医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリを行った場合
夜勤職員配置加算	24 単位/日	夜間職員利用者 20 に対し 1 以上配置
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位/日	介護福祉士 80%以上 or 勤続 10 年以上介護福祉士 35%
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 単位/日	介護福祉士 60%以上
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数×7.5%	介護職員の処遇改善の為の加算
療養食加算(該当される方のみ)	8 単位/回	糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常病食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合算定
認知症ケア加算	76 単位	認知症日常生活自立度のランクがⅢa 以上に該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた方に対して算定
緊急時短期受入加算	90 単位	本人の状態や家族等の事情により緊急的に利用受け入れを行った場合算定

※在宅復帰在宅療養支援機能加算 (Ⅰ) 51 単位 (加算型のみ加算)

※加算型の場合は在宅強化型の基本部分に算定されます。

※在宅復帰在宅療養支援機能加算 (Ⅱ) 51 単位 (超強化型のみ加算)

※超強化型の場合は在宅強化型の基本部分に算定されます。

(2) その他の料金

食費	1 日 2100 円 (内訳) 朝食 550 円 昼食 770 円 夕食 780 円
	負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。※利用者様のご希望による食事の提供及び標準食以上の食事の提供に関しましては別途料金が必要となります。(栄養補助食品等も含みます)
居住費 (療養室の利用費)	個室 1680 円 2 人部屋 600 円 多床室 (4 人部屋) 600 円
※居住費について	負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。
テレビ利用料	1 日 110 円
レクリエーション	実費
理美容代	実費 (1000 円～)
診断書	1 通につき 1,500 円以上
電気代	電化製品持ち込みにつき 1 点 11 円
洗濯代	1 枚につき 55 円

(3) 支払い方法

*毎月 10 日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。 *お支払方法は、下記 (ア～ウ) の方法があります。入所契約時にお選び下さい。	
(ア)事業者指定口座への振り込み	
	百五銀行 菰野支店 (普) 167967 社会医療法人 尚徳会 *振り込み手数料は、利用者・家族様の負担となります。
(イ)利用者指定口座からの自動振替	
(ウ)現金支払い	

サービス申し込みをされる利用者さまへ — 確認とお願い —

(必ずお読みください)

社会医療法人 尚徳会 理事長 伊佐地 秀司

個人情報保護について

当施設では、利用者様に安心して介護サービスを受けていただくため、安全な介護サービスをご提供するとともに、利用者さまの個人情報の取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用について

利用者さまの個人情報は、介護サービスの提供、施設の運営、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。(利用目的につきましては、15ページの 個人情報利用目的について をご参照ください。)

診療情報等の説明について

個人情報にかかる介護情報等の説明は、特に利用者様ご本人からのお申し出の無い場合や、ご本人に対して説明のできない特別な事情(例:認知症等)がある場合以外は、「ご本人」に対して行います。

また、利用開始時に、利用者様ご本人の「介護情報等の提供」についてのお考えを確認させていただきます。

個人情報の開示・訂正・利用停止について

当施設では、利用者様の個人情報の開示、訂正、利用停止等につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって進めています。

以上、当施設の個人情報保護体制を十分ご理解、ご納得いただき、ご承諾いただいたうえで、利用をお申し込み下さいますようお願い申し上げます。

障害をお持ちの患者様に対しても十分な介護サービスを提供するために、施設職員に気をつけて欲しい点等がございましたら、お知らせいただければ幸いです。

社会医療法人尚徳会における個人情報の利用目的について

当法人における患者様・利用者様の個人情報の利用目的および他の事業者等への患者様・利用者様の個人情報提供を行う場合については下記のとおりとなっております。これらの利用目的を超える範囲で患者様・利用者様の個人情報を利用する場合はあらかじめ説明を行いご本人の同意を得た上でのみ利用します。

(病院・施設・事業所等内部の利用)

- ・患者様・利用者様に医療サービス・介護サービスを提供する場合
- ・医療・介護保険事務
- ・患者・利用者にかかわる病院、施設、事業所等の管理運営に関する業務で、以下のもの。
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 介護サービス利用開始・終了時などの管理
 - ③ 会計・経理
 - ④ 医療事故等の関係者に対する報告・相談
 - ⑤ 医療・介護サービスの向上
 - ⑥ 病院、施設、事業所等において行われる学生実習への協力
 - ⑦ 病院内部において行われる症例研究

(他の事業者等への情報提供としての利用)

- ・医療機関・介護関係事業者が患者様・利用者様に提供する医療・介護サービスで、以下のもの。
 - ① 他の病院、診療所、薬局、助産所その他介護関係事業者等との連携
 - ② 他の医療機関、介護施設等からの問い合わせへの回答
 - ③ 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、問い合わせへの回答
 - ④ 患者様の診療にあたり、外部医師等の意見・助言を求める場合
 - ⑤ 検体検査委託、その他業務委託
 - ⑥ ご家族等への病状や心身の状況の説明
 - ・医療・介護保険に関する業務で、以下のもの。
 - ① 保険事務の委託
 - ② 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③ 審査支払機関又は保険者からの問い合わせに対する回答
 - ・厚生労働省、保健所等など公的機関が行う医療監視や医療指導監査への対応、医療統計・調査事業等への報告、保険等に関する業務で、以下のもの。
 - ① 労働者災害補償保険や自賠責の手続きなど
 - ② 一般の保険会社等からの問い合わせ
- (その他の利用)
- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ② 患者様・利用者様の職場、学校に対する情報提供
 - ③ 警察、裁判所からの問い合わせ
 - ④ 患者様・利用者様の勤務事業者等から委託を受けて健康診断等を行なった場合における、事業者等へのその結果の通知
 - ⑤ 医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
- ※ 上記利用目的について特にご意見・留保等のご要望がある場合は、診察時等にご相談下さい。
- ※ 特にお申し出がない場合は、同意をいただいたものと致します事をあらかじめご了承下さい。

湯の山介護老人保健施設利用同意書 (短期入所療養介護)

湯の山介護老人保健施設サービス利用に関して、サービス利用者（以下「甲」という）と社会医療法人尚徳会湯の山介護老人保健施設（以下「乙」という）との間に別紙約款のとおり介護老人保健施設サービス利用契約を締結します。

記

・契約内容 別紙利用約款および重要事項説明書のとおり
なお、本約款を証するため、甲・乙は署名または記名押印の上本契約書を2通作成し、各1通を保有します。

以上

令和 年 月 日

甲（利用者） <住 所> _____

<氏 名> _____ 印

身元引受人 <住 所> _____

<氏 名> _____ 印

事業者

乙 所在地 桑名市さくらの丘1番地
名 称 社会医療法人 尚徳会
代表者 理事長 伊佐地 秀司
電話番号 0594-41-4781

⑨